

介護保険における住宅改修

平成19年3月作成

平成30年8月改訂

益田市福祉環境部高齢者福祉課

1 住宅改修の種類

厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の工事種別は、次のとおりとなっています。

（１）手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関からの道路までの通路等に転倒予防若しくは移動または移乗動作に資することを目的として設置するものです。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものとします。なお、貸与告示第7項に掲げる「手すり」に該当するものは除きます。

（２）床段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修をいい、具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されます。ただし、貸与告示第8項に掲げる「スロープ」または購入告示第3項第5号に掲げる「浴室内すのこ」を置くことによる段差の解消は除かれます。また、昇降機、リフト、段差解消機等動力により床段差を解消する機器を設置する工事は除かれます。

※床段差とは・・・「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（品確法）第3条第1項の規定に基づく「日本住宅性能表示基準」の考え方に準拠して5mm以下は「段差なし」として考える。

（３）滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の床材の変更

居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更、浴室においては床材の滑りにくいものへの変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更等が想定されません。

※居室要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には、畳敷から畳敷（転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む。以下同じ。）への変更や板製床材等から畳敷への変更についても認められる。

（４） 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、保険給付の対象となりません。

※平成 21 年 4 月 10 日より、「引き戸等の新設」が「引き戸等への扉の取替え」に含まれ、給付対象となる（引き戸等の新設により、扉位置の変更等に比べ費用が低廉に抑えられる場合）。

（５） 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替えや、既存の便器の位置や向きを変更する場合は一般的に想定されます。ただし、購入告示第 1 項に掲げる「腰掛便座」の設置は除かれます。また、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれますが、すでに洋式便器である場合のこれらの機能等の付加は含まれません。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器または簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、当該工事のうち水洗化又は簡易水洗化の部分は含まれず、その費用相当額は法に基づく保険給付の対象外となります。

（６） その他（１）から（５）の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

その他住宅改修告示第 1 号から第 5 号までに掲げる住宅改修に付帯して必要となる住宅改修としては、それぞれ以下のものが考えられます。

① 手すりの取付け

手すりの取付けのための壁の下地補強

② 床段差の解消

浴室の床段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

③ 床材の変更

床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備

④ 扉の取替え

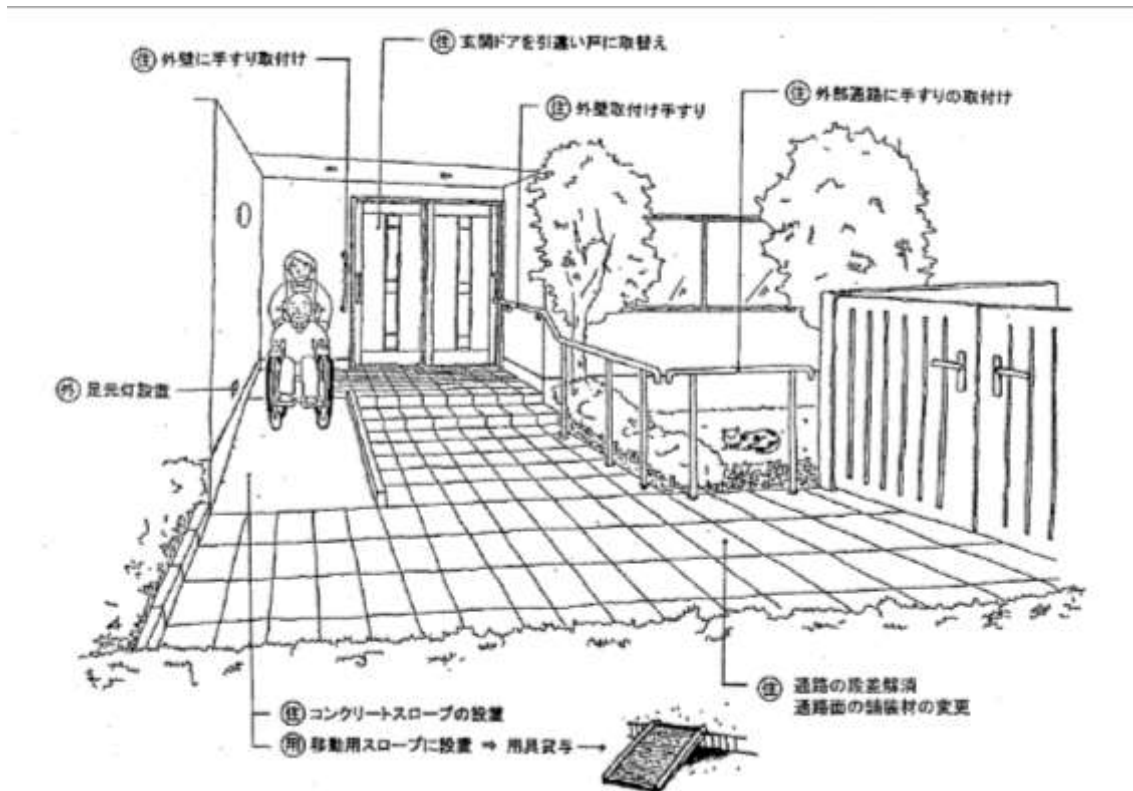
扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事

⑤ 便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く）、便器の取替えに伴う床材の変更

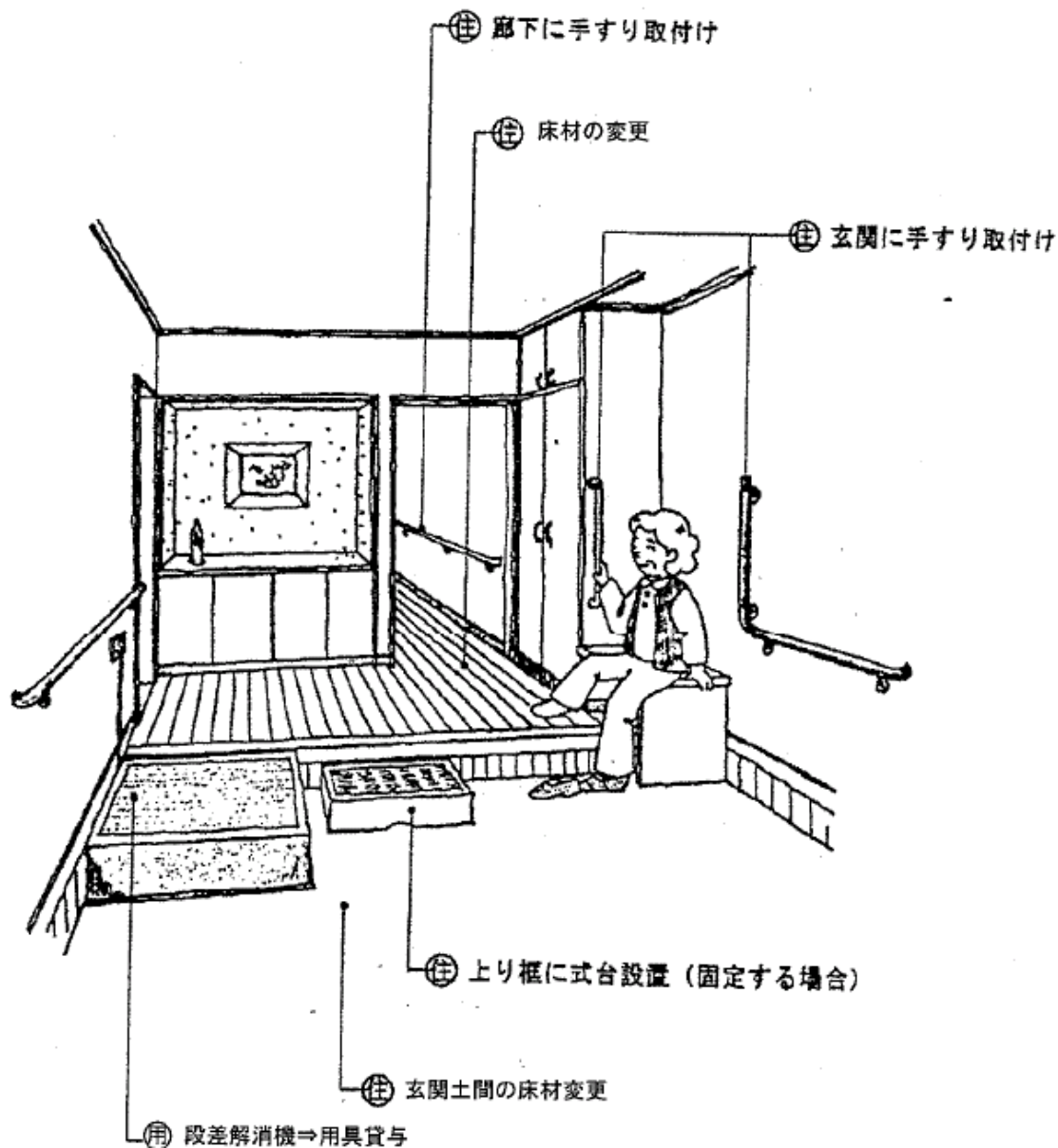
絵でみる支給対象となる工事種別

外部



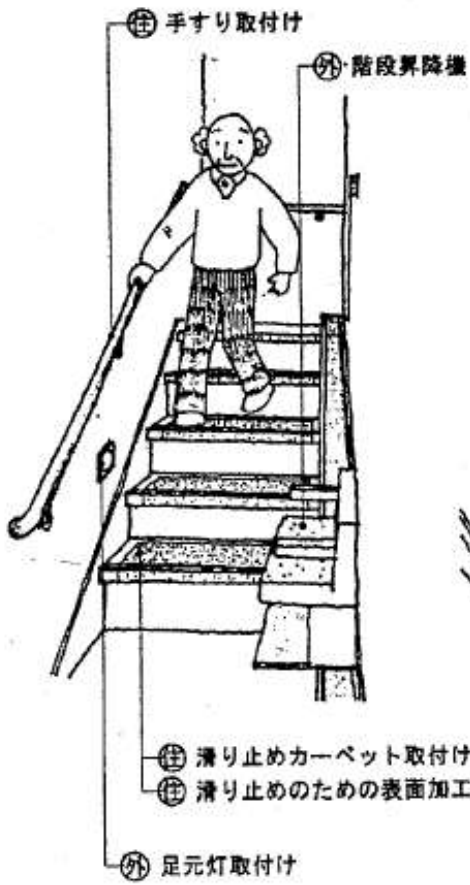
- ① 住宅改修
- ② 福祉用具貸与または購入
- ③ 支給対象外

玄関

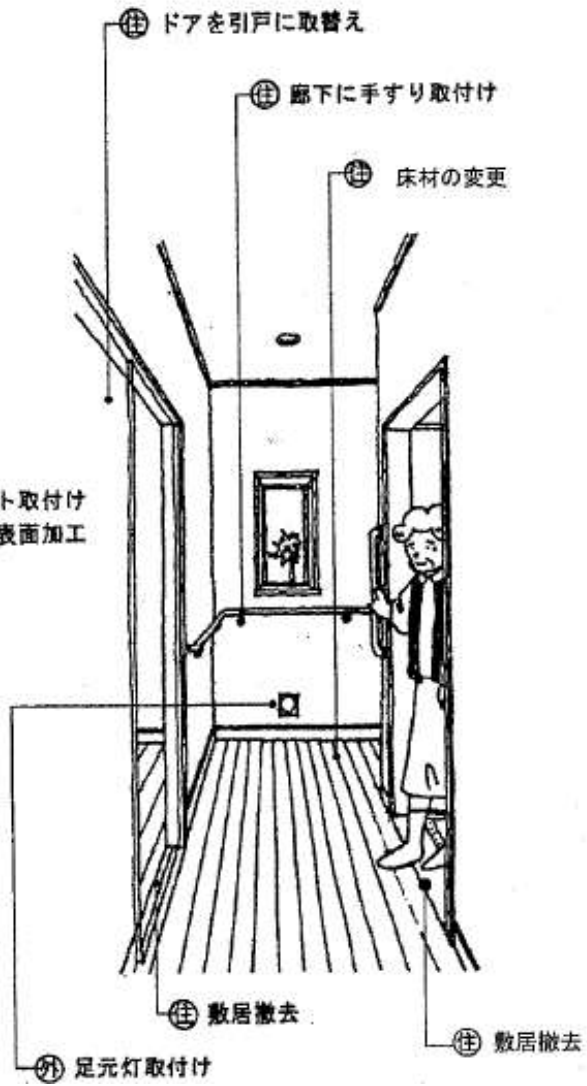


- 住 住宅改修
- 用 福祉用具貸与または購入
- 外 支給対象外

階段

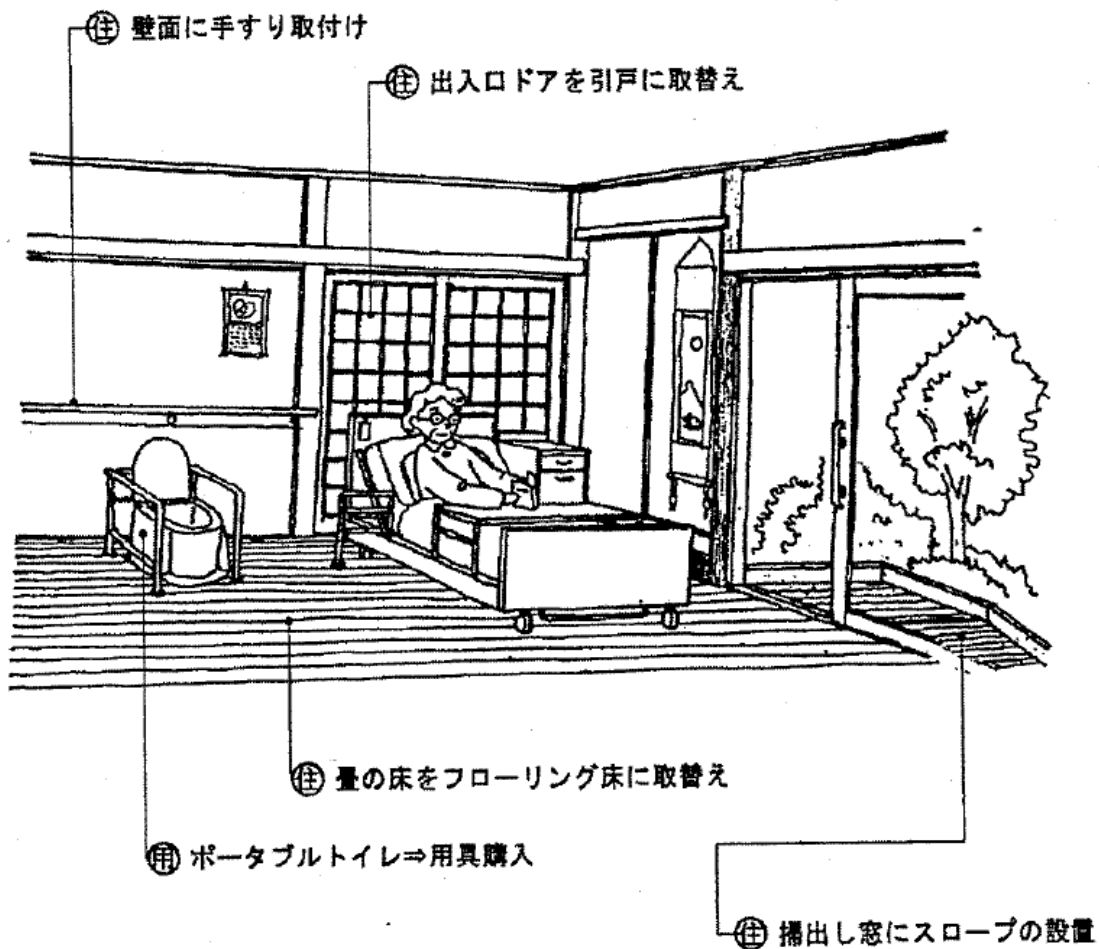


廊下



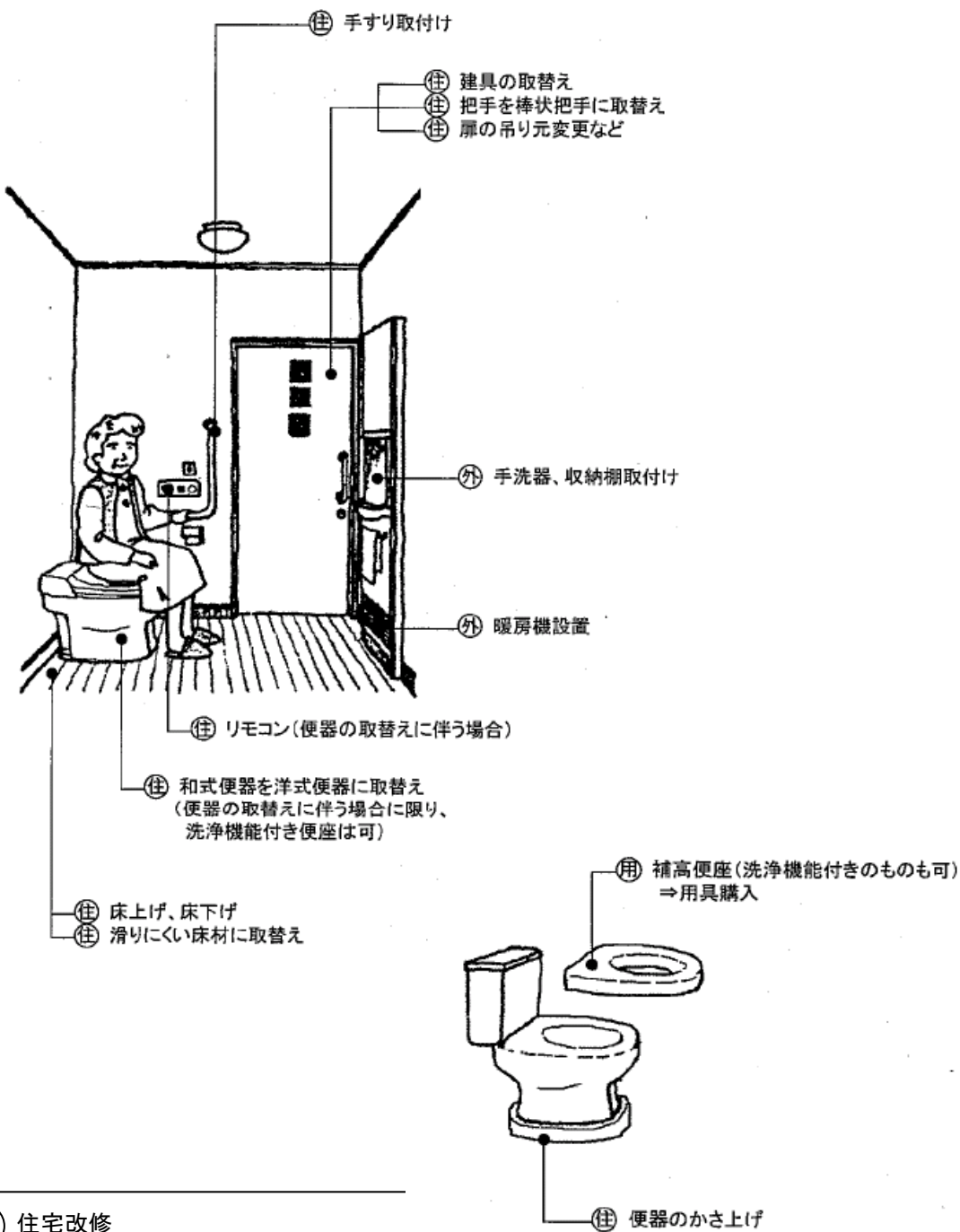
- ④ 住宅改修
- ⑤ 福祉用具貸与または購入
- ⑥ 支給対象外

寝室



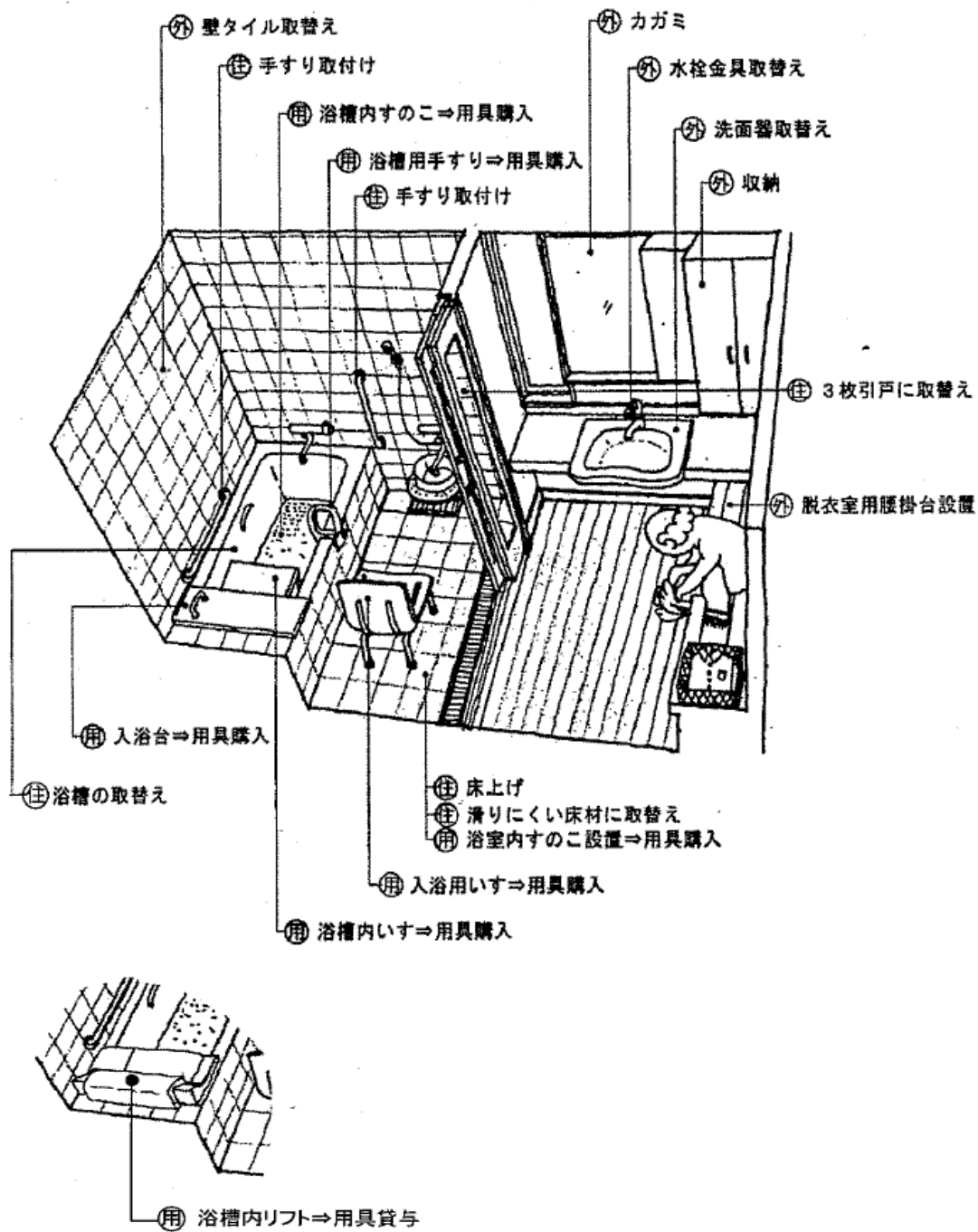
- ① 住宅改修
- ② 福祉用具貸与または購入
- ③ 支給対象外

トイレ



- ③ 住宅改修
- ③ 福祉用具貸与または購入
- ③ 支給対象外

浴室



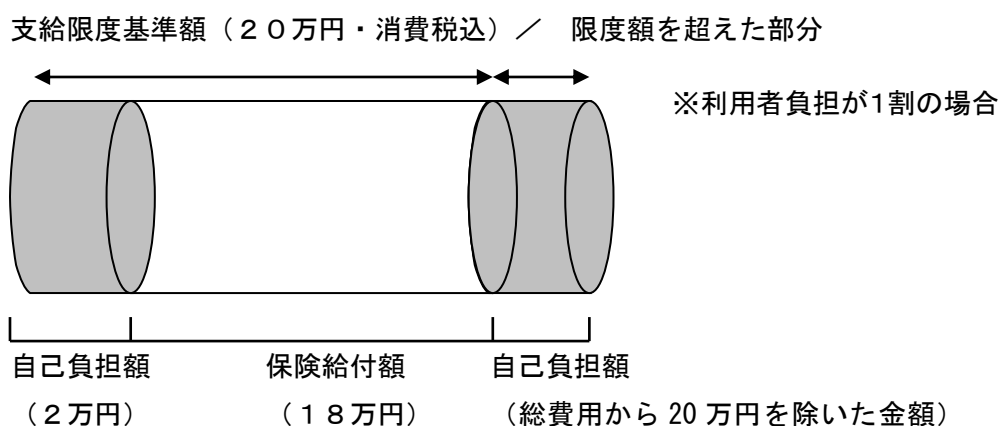
- (住) 住宅改修
- (用) 福祉用具貸与または購入
- (外) 支給対象外

2 支給限度基準額

（1） 支給限度基準額

居宅介護住宅改修費支給限度額、介護予防住宅改修費支給限度基準額ともに20万円までです。つまり改修に要した費用20万円までについて住宅改修費の支給申請をすることができ、そのうち9割（18万円）、8割（16万円）または7割（14万円）が介護保険で支給され、自己負担額は2万円、4万円または6万円となります。

また、20万円を超えた場合は、その部分は全額自己負担となります。



例) 総費用額が30万円の場合※

- ① 20万円の9割 = 18万円・・・介護保険給付
 - ② 20万円 - ① (18万円) = 2万円
 - ③ 30万円 - 20万円 = 10万円
- } ……自己負担額 (合計12万円)

（2） 住宅改修の支給可能額算定の例外に係る取扱いについて

例外1 要介護等状態区分を基準として定める「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準として、次表に定める「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合に、再度、20万円まで支給することができます。（以下「3段階リセットの例外」という。）

※ 9割の計算をしたとき、端数がある場合は切捨てます。

「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第6段階	要介護5
第5段階	要介護4
第4段階	要介護3
第3段階	要介護2
第2段階	要支援2、要介護1
第1段階	要支援1

- ・要支援1から要介護2となった場合、要介護等状態区分は3段階上がりますが、「介護の必要の程度」の段階は2段階しか上がっていないので、3段階リセットの例外は適用されません。
- ・「介護の必要の程度」の段階は3段階以上上がっても自動的に3段階リセットの例外が適用されないため、その時点で住宅改修を行わない場合は適用されません。
- ・3段階リセットの例外が適用された場合は、以前の住宅改修で支給可能残額があってもリセットされ、支給限度額は20万円となります。支給限度の管理はリセット後のだけで管理されます。
- ・3段階リセットの例外は一の被保険者につき1回しか適用されません。
- ・転居した場合（例外2参照）は、転居後の住宅改修に着目し、3段階リセットの例外が適用されます。

例外2 転居した場合

- ・転居した場合[※]は、転居前の住宅に係る住宅改修費の支給状況とは関係なく、転居後の住宅について20万円まで支給することが可能です。（以下「転居リセットの例外」という。）
- ・3段階リセットの例外は転居後の住宅のみに着目して適用されます。（転居リセットの例外が優先）
- ・転居前の住宅に再び転居した場合は転居前住宅に係る支給状況が復活します。

※ 介護保険被保険者証の住所が変更となった場合

3 住宅改修費の支給申請

平成18年4月の介護保険法改正に伴い、介護保険住宅改修において事前申請制度が導入されました。これにより、保険給付として適当でない住宅改修の防止や利用者の身体の状態からは適当ではない住宅改修の防止も可能となることを目的としています。

（1）住宅改修費の支給を受けるには

住宅改修工事を行う前に、「やむを得ない事情がある場合」※を除き、事前申請に必要な書類を市へ提出します。（原則郵送不可）

提出先	
益田市役所	
・福祉環境部 高齢者福祉課 介護給付係	0856-31-0682
・美都総合支所	0856-52-2312
・匹見総合支所	0856-56-0302

提出していただいた書類を窓口で保険給付として適当な住宅改修であることを確認します。場合によっては、訂正等をお願いする場合があります。

住宅改修工事の終了後に、必要書類を再度上記窓口へ提出します。提出していただいた書類で、事前申請のとおり工事が行われたことを確認（書類だけでは確認できない場合は、対象住宅へ直接伺い確認することもあります。）して、住宅改修費の支給を決定します。

なお、住宅改修費は完成後の書類を受け付けた翌月の中旬に、指定のあった口座へ振り込みをします。

（2）支給申請方法【償還払と受領委任払】

I 償還払

償還払とは、住宅改修にかかった費用全てを利用者が事業者へ支払い、後日介護保険給付対象分の9割から7割相当分を市役所から支給します。

1) 事前申請に必要な書類

住宅改修費の事前申請に必要な書類は、次のとおりです。

- ①介護保険 居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（様式第31号）P12
- ②工事費見積書（内訳書）
- ③住宅改修が必要な理由書
- ④住宅改修の予定の状態が確認できるもの
- ⑤住宅改修の承諾書

※ 「やむを得ない事情がある場合」とは、入院または入所者が退院または退所後に住宅での生活を行うため、あらかじめ住宅改修に着工する必要がある場合等、住宅改修を行おうとするときに申請を行うことが制度上困難な場合

i 介護保険 居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（様式第31号）

様式第31号

<<説明>>

事前申請受付印

完成後書類受付印

介護保険 居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

フリガナ		保険者番号	322040
被保険者氏名		被保険者番号	
生年月日	明・大・昭 年 月 日	性別	男・女
住所	〒 電話番号		
住宅の所有者	本人との関係（ ）		
改修の内容・ 箇所及び規模	改修を行う工事種別(P1~2)ごとに、 便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長 さ、面積等の規模を記載して下さい。別 紙等で解る場合は、工事種目だけ記載し て下さい。	業者名	
		着工日	平成 年 月 日
		完成日	平成 年 月 日
改修費用	円		

入力しないで下さい。

益田市長 様

上記のとおり、関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。

また、居宅介護（介護予防）住宅改修費は

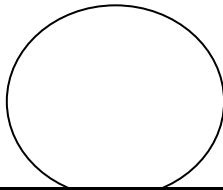
- ・ 下記の私の口座に振り込んで下さい。
- ・ 下記の口座名義人が受領することを委任します。

いずれかに印して下さい。

平成 年 月 日

事前申請提出日

住所
申請者
(被保険者)
氏名



電話番号

印

被保険者本人の住所、氏名、印鑑

注意・この申請書の裏面に、介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められる理由を記載した書類、工事費見積書、完成後の状態が確認できる書類等を添付して下さい。
・改修を行った住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付して下さい。

口座振替 依頼欄	銀行	本店	種目	口座番号			
	信用金庫	支店		1 普通預金			
	信用組合	出張所	2 当座預金				
	金融機関コード	店舗コード	3 その他				
	フリガナ						
	口座名義人						

ii 工事費見積書（内訳書）

住宅改修費の支給対象となる費用の内訳がわかるよう、改修内容、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したものとします。また、必要に応じて、この見積もりが適切に算出されたものであることがわかるよう、その算出方法を明示します。

なお、様式については参考様式を標準とします。

iii 住宅改修が必要な理由書

- 「住宅改修について必要と認められる理由が記載されているもの」は、被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を総合的に勘案し、必要な住宅改修の工事種別とその選定理由を記載するものです。様式については、別紙様式を利用して下さい。
- 理由書を作成する者は、基本的に居宅サービス計画または介護予防サービス計画を作成する介護支援専門員、地域包括支援センター職員とします。

iv 住宅改修の予定の状況が確認できるもの

「住宅改修の予定の状況が確認できるもの」とは、便所、浴室、廊下等の箇所ごとの改修前及び改修後の予定の状態を写真[※]、図面（見取り図）で示したものとします。

v 住宅改修の承諾書

当該住宅改修を行った被保険者と、住宅の所有者が異なる場合は、当該住宅改修について、別紙様式の住宅改修の承諾書が必要です。公営住宅等で、住宅管理者の承諾書があれば、これに代えることができます。

※ 写真の日付について・・・原則写真に日付が入るようにして下さい。日付機能のない写真機の場合は、黒板や紙等に日付を記入して写し込むなどして下さい。

① 住宅改修についてケアマネジャー（介護支援専門員）に相談

② 申請書類または書類の一部提出・確認

- ・利用者または、担当のケアマネジャーが住宅改修の支給申請書類の一部を市へ提出
- ・市は提出された書類により、保険給付として適当な改修かどうか確認します。

（提出書類）

○介護保険 居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（様式第31号）

○工事費見積書（内訳書）

ケアマネジャーは複数の住宅改修の事業者から見積もりを取るよう、利用者に対して説明する。

○住宅改修が必要な理由書

○住宅改修の予定の状態が確認できるもの

○住宅改修の承諾書（住宅所有者の承諾が必要な場合のみ）

③ 事前申請確認通知書を受け取る

- ・事前申請により、保険給付として適当な改修とした場合、「介護保険 住宅改修事前申請確認通知書」を利用者宛に交付します。通知書を受けた工事のみが支給対象となります。

④ 施 工 → 完 成

⑤ 住宅改修費の支給申請・決定

- ・利用者は、工事終了後領収書等の書類を市へ提出します。これにより「正式な支給申請」となります。
- ・市は事前に提出された書類との確認、工事が行われたかどうかの確認を行い、当該住宅改修費の支給を必要と認めた場合、住宅改修費を支給します。（翌月中旬頃の振込みになります）

（提出書類）

○介護保険 住宅改修事前申請確認通知書

○住宅改修に要した費用に係る領収書

○工事費内訳書

○住宅改修の完成後の状態が確認できる書類

2) 工事終了後に必要な書類

住宅改修完成後の申請に必要な書類は、次のとおりです。

- ① 介護保険 住宅改修事前申請確認通知書
- ② 住宅改修に要した費用に係る領収書
- ③ 工事費内訳書
- ④ 住宅改修の完成後の状態が確認できる書類

i 介護保険 住宅改修事前申請確認通知書

事前申請時に交付しました、通知書を提出してください。原本を提出する場合は、確認後お返しします。

ii 住宅改修に要した費用の領収書

○領収証には、利用者の宛名を正確に記載してください。（「上様」等は不可）また、領収日、施工業者の住所、名称、印鑑が必要です。

○領収金額は、住宅改修の支給対象とならない工事等の費用を含めた費用を記載しても差し支えありません。ただし、この場合は「工事内訳書」において種類告示の第1号から第6号までに掲げる住宅改修に要した費用として適切に算出されたものであることがわかるよう、工事費内訳書において算出方法を明示して下さい。

iii 工事内訳書（領収書の添付書類として必要）

工事費内訳書は、工事を行った箇所、内容及び規模を明記し、改修内容、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したものとします。

住宅改修の算定の仕方

1. 住宅改修の設計及び積算の費用について

住宅改修の前提として行われた設計及び積算の費用については、住宅改修の費用として扱うことができますが、住宅改修を伴わない設計及び積算のみの費用については、住宅改修費の支給対象となりません。

2. 新築または増築の場合

住宅の新築：住宅改修費の支給対象となりません。

増築の場合：新たに居室を設ける場合、支給対象となりません。廊下の拡張に伴っ

て手すりを取り付ける場合、便所の拡張に伴い和式便器を洋式便器へ取り替えた場合等は、それぞれ「手すりの取付け」、「洋式便器等への便器の取替え」に要した費用のみ、支給対象となりますので、下記3の方法により、支給対象部分を算定します。

3. 住宅改修費の支給対象外の工事も併せて行われる場合

A. 支給対象部分の抽出

対象部分について、面積、長さ等数量を特定して抽出し、それぞれに単価を乗じて金額を算定します。

B. 按分による方法

解体費など区分するのが困難な工事科目については、有意な方法で対象範囲を按分し、その根拠を明示します。

4. 被保険者等自らが住宅改修を行った場合

被保険者が自分で材料を購入し、本人または家族等によって住宅改修が行われた場合には、材料費が支給対象となります。この場合の「住宅改修に要した費用に係る領収書」は、材料の販売者が発行したものとし、添付する工事費内訳書は、使用した材料の内訳を記載したものを本人または家族等が作成します。

5. 一つの住宅に複数の被保険者がいる場合

住宅改修の支給限度額の管理は、被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに住宅改修費の支給申請を行うことができます。ただし、一つの住宅で複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合、各被保険者ごとに対象となる工事を設定し、それが重複しないようにします。つまり、手すりを複数箇所設置した場合は、被保険者ごとに箇所を分けてそれぞれ申請できますが、同一の便器の取替えに40万円要した場合に20万円ずつ申請することはできません。

iv 住宅改修の完成後の状態を確認できる書類

「住宅改修の完成後の状態を確認できる書類等」とは、便所、浴室、廊下等の箇所ごとに、改修後の写真とし、原則として撮影日がわかるものとします。

v その他

事前申請の工事内容および理由書と異なる場合は、事前に連絡を下さい。

Ⅱ 受領委任払（平成26年10月から）

受領委任払とは、事前に市が登録している事業者が住宅改修を行った場合、介護保険給付対象分の利用者負担割合相当分を利用者が住宅改修事業者へ直接支払うこととなります。（工事費が20万円を超えた場合や介護保険給付対象外の場合はその費用は利用者負担となります。）

後日、事業者へ介護保険給付対象分の9割相当分（18万円が上限）、8割相当分（16万円が上限）または7割相当分（14万円が上限）を市役所から支給します。

なお、介護保険料滞納者は受領委任払ができません。

1) 受領委任払取扱事業者の登録に必要な書類

受領委任払が取扱できる事業者として登録に必要な書類は、次のとおりです。

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払取扱事業者登録申請書（様式第4号）
P18参照

登録申請後、市で事業者登録を行い、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払取扱事業者登録証（様式第5号）を交付します。

なお、登録している事業者で、次のいずれかに該当するときは、登録者の変更（廃止等）届出を提出して下さい。様式は任意としますが参考様式はP20です。

- ①名称、所在地その他登録事項の変更
- ②廃止、休止または再開
- ③登録の抹消

2) 事前申請に必要な書類

住宅改修費の事前申請に必要な書類は、次のとおりです。

- ①介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前申請書兼支給申請書（受領委任払用）（様式第6号）P21参照
- ②工事費見積書（内訳書）
- ③住宅改修が必要な理由書
- ④住宅改修の予定の状態が確認できるもの
- ⑤住宅改修の承諾書

様式第4号（第11条関係）

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払取扱事業者登録申請書

年 月 日

益田市長 様

申請者 所在地

事業者名称

代表者氏名 印

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払取扱事業者の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

事業所所在地	(〒 -)		
事業所名称	フガナ		
代表者氏名			
電話番号		FAX番号	

指定振込口座

金融機関名	金融機関コード	名 称						
		銀行・信用組合 信用金庫・農協 労働金庫						
店 舗 名	支店コード	支 店 名						
		本 店・支店 支 所・出張所 店						
口座種目	普通・当座	口座番号						
口座名義人	フガナ							

（裏面）

住宅改修費受領委任払の取扱いに関する誓約書

- 1 介護保険の保険給付の対象となる住宅改修（以下「住宅改修」という。）に関しては、関係法令及び益田市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費に係る受領委任払実施要綱（以下「要綱」という。）の規定を遵守します。
- 2 住宅改修の施工に当たっては、住宅改修を行う被保険者（以下「被保険者」という。）が要綱第3条に定める対象者であることを被保険者証により事前に確認し、益田市、居宅介護支援事業者、その他サービスを提供する事業者（以下「市等関係機関」という。）との連携に努め、当該被保険者の心身、住宅の状況等を踏まえて適切に行います。また、正当な理由なく受領委任払いの利用を拒みません。
- 3 住宅改修に要する費用のうち、保険給付の対象となる部分の利用者負担額に相当する額については、これを減免し、又は超過して費用を徴収しません。なお、被保険者から利用者負担額に相当する額の支払いを受けたときは、工事費内訳の分かる領収書を発行します。
- 4 被保険者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なくその旨を益田市に通知します。
- 5 被保険者からの苦情等があった場合は、事実関係を調査し、被保険者の立場を考慮しながら円滑かつ迅速な解決に努めます。なお、当該苦情等が事業所において処理することができないときは、市等関係機関に協力を求め、適切な対応を行います。
- 6 益田市が、住宅改修について指導し、調査し、又は帳簿及び書類を検査しようとするときは、これに応じます。また、関係法令、要綱又はこの誓約書の事項に違反し、その是正について市長から指導又は警告を受けたときは、直ちにこれに従います。
- 7 当事業所の役員若しくは従業員又はこれらの職にあった者は、住宅改修に際して知り得た被保険者及びその他の家族の秘密を漏らしません。
- 8 住宅改修に伴い、当事業所の責めに帰すべき事由により、被保険者の生命、身体、財産等を傷つけたときには、その責任の範囲において、被保険者に対してその損害を補償します。
- 9 申請書に記載した事項に変更があったときには、速やかにその内容及びその年月日を市長に届け出ます。

以上のことを誓約します。

なお、この誓約に違反したときは、登録を取り消されても異議はありません。

年 月 日

住 所

事業者名称

代表者氏名

印

参考様式

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払取扱事業者登録
（変更・廃止等）届出書

年 月 日

益田市長 様

所在地

事業者名

登録番号

代表者氏名

印

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払取扱事業者の登録について、次のとおり届け出ます。

届出の内容 1 変更 2 廃止等（廃止・休止・再開） 3 登録の抹消

1 変更内容

変 更 事 項	1 事業所名称	変 更 前	
	2 代表者氏名		
	3 所在地		
	4 連絡先	変 更 後	
	5 振込口座		
	6 その他		

2 廃止等内容

廃止等の内容	廃止 ・ 休止 ・ 再開 ・ 登録の抹消
廃止等年月日	年 月 日
廃止等の理由	

様式第6号（第12条関係）

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前申請書兼支給申請書（受領委任払用）

フリガナ	<<説明>>		険者番号	322040
被保険者氏名			被保険者番号	
生年月日	明・大・昭 年 月 日	性別	男・女	
住所	〒 電話番号			
住宅の所有者	本人との関係（ ）			
改修の内容・箇所及び規模	改修を行う工事種別(P1~2)ごとに、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を記載して下さい。別紙等で解る場合は、工事種目だけ記載して下さい。	着工日	平成 年 月 日	
		完成日	平成 年 月 日	
登録事業者名称	〇〇工務店	登録証に記載してある登録番号	登録番号	
改修費用	〇〇円			入力しないで下さい。
	介護給付対象額	利用者負担額	委任払額	
	〇〇円	〇〇円	〇〇円	

益田市長 様

上記のとおり、関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。
また、この申請に基づく居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領については、次の者に委任します。

平成 年 月 日

住所
申請者
(委任者) 氏名 印 電話番号 () -

住所
登録事業者 事業所名 〇〇工務店
(受任者) 代表者名 印 電話番号 () -

注意・この申請書の裏面に、領収証及び介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められる理由を記載した書類、完成後の状態が確認できる書類等を添付して下さい。
・改修を行った住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付して下さい。

※市記入欄

既申請済額	支給限度基準額	支給可能額	事前申請確認者印	支給決定額
円	円	円		円

i 工事費見積書（内訳書）

住宅改修費の支給対象となる費用の内訳がわかるよう、改修内容、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したものとします。また、必要に応じて、この見積もりが適切に算出されたものであることがわかるよう、その算出方法を明示します。

なお、様式については参考様式を標準とします。

ii 住宅改修が必要な理由書

- 「住宅改修について必要と認められる理由が記載されているもの」は、被保険者の心身の状況及び日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を総合的に勘案し、必要な住宅改修の工事種別とその選定理由を記載するものです。様式については、別紙様式を利用して下さい。
- 理由書を作成する者は、基本的に居宅サービス計画または介護予防サービス計画を作成する介護支援専門員、地域包括支援センター職員とします。

iii 住宅改修の予定の状況が確認できるもの

「住宅改修の予定の状況が確認できるもの」とは、便所、浴室、廊下等の箇所ごとの改修前及び改修後の予定の状態を写真[※]、図面（見取り図）で示したものとします。

iv 住宅改修の承諾書

当該住宅改修を行った被保険者と、住宅の所有者が異なる場合は、当該住宅改修について、別紙様式の住宅改修の承諾書が必要です。公営住宅等で、住宅管理者の承諾書があれば、これに代えることができます。

※ 写真の日付について・・・原則写真に日付が入るようにして下さい。日付機能のない写真機の場合は、黒板や紙等に日付を記入して写し込むなどして下さい。

① 住宅改修についてケアマネジャー（介護支援専門員）に相談

② 申請書類または書類の一部提出・確認

- ・利用者または、担当のケアマネジャーが住宅改修の支給申請書類の一部を市へ提出
- ・市は提出された書類により、保険給付として適当な改修かどうか確認します。

（提出書類）

○介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前申請書兼支給申請書（受領委任払用）
（様式第6号）

○工事費見積書（内訳書）

ケアマネジャーは複数の住宅改修の事業者から見積もりを取るよう、利用者に対して説明する。

○住宅改修が必要な理由書

○住宅改修の予定の状態が確認できるもの

○住宅改修の承諾書

③ 事前申請確認通知書を受け取る

- ・事前申請により、保険給付として適当な改修とした場合、「介護保険 住宅改修事前申請確認通知書」を利用者宛に交付します。通知書を受けた工事のみが支給対象となります。

④ 施 工 → 完 成

⑤ 住宅改修費の支給申請・決定

- ・利用者は、工事終了後領収書等の書類を市へ提出します。これにより「正式な支給申請」となります。
- ・市は事前に提出された書類との確認、工事が行われたかどうかの確認を行い、当該住宅改修費の支給を必要と認めた場合、住宅改修費を支給します。（翌月中旬頃の振込みになります）

（提出書類）

○介護保険 住宅改修事前申請確認通知書

○住宅改修に要した利用者負担分（負担割合相当分）に係る領収書

○工事費内訳書

○住宅改修の完成後の状態が確認できる書類

3) 工事終了後に必要な書類

住宅改修完成後の申請に必要な書類は、次のとおりです。

- ① 介護保険 住宅改修事前申請確認通知書
- ② 住宅改修に要した利用者負担分（負担割合相当分）に係る領収書
- ③ 工事費内訳書
- ④ 住宅改修の完成後の状態が確認できる書類

i 介護保険 住宅改修事前申請確認通知書

事前申請時に交付しました、通知書を提出してください。原本を提出する場合は、確認後お返しします。

ii 住宅改修に要した利用者負担分（負担割合相当分）の領収書

○領収証には、利用者の宛名を正確に記載してください。（「上様」等は不可）また、領収日、施工業者の住所、名称、印鑑が必要です。

○領収金額は、住宅改修の支給対象となる工事の費用（上限20万円）から負担割合分を引いた額を領収して下さい。

例) 工事費用 199,999円(A)の場合

- ・ $199,999円(A) \times 0.9(9割分) = 179,999.1円(B)$
- ・ (B)の1円未満の端数を切り捨て = $179,999(B')$ ・・・受領委任額
- ・ $199,999円(A) - 179,999円(B')$
= 20,000円・・・利用者負担額（この額の領収書を交付して下さい。）

iii 工事内訳書

工事費内訳書は、工事を行った箇所、内容及び規模を明記し、改修内容、材料費、施工費、諸経費等を適切に区分したものとします。

住宅改修の算定の仕方

1. 住宅改修の設計及び積算の費用について

住宅改修の前提として行われた設計及び積算の費用については、住宅改修の費用として扱うことができますが、住宅改修を伴わない設計及び積算のみの費用については、住宅改修費の支給対象となりません。

2. 新築または増築の場合

住宅の新築：住宅改修費の支給対象となりません。

増築の場合：新たに居室を設ける場合、支給対象となりません。廊下の拡張に伴って手すりを取り付ける場合、便所の拡張に伴い和式便器を洋式便器へ取り替えた場合等は、それぞれ「手すりの取付け」、「洋式便器等への便器の取替え」に要した費用のみ、支給対象となりますので、下記3の方法により、支給対象部分を算定します。

3. 住宅改修費の支給対象外の工事も併せて行われる場合

A. 支給対象部分の抽出

対象部分について、面積、長さ等数量を特定して抽出し、それぞれに単価を乗じて金額を算定します。

B. 按分による方法

解体費など区分するのが困難な工事科目については、有意な方法で対象範囲を按分し、その根拠を明示します。

4. 一つの住宅に複数の被保険者がいる場合

住宅改修の支給限度額の管理は、被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに住宅改修費の支給申請を行うことができます。ただし、一つの住宅で複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合、各被保険者ごとに対象となる工事を設定し、それが重複しないようにします。つまり、手すりを複数箇所設置した場合は、被保険者ごとに箇所を分けてそれぞれ申請できますが、同一の便器の取替えに40万円要した場合に20万円ずつ申請することはできません。

iv 住宅改修の完成後の状態を確認できる書類

「住宅改修の完成後の状態を確認できる書類等」とは、便所、浴室、廊下等の箇所ごとに、改修後の写真とし、原則として撮影日がわかるものとします。

v その他

事前申請の工事内容および理由書と異なる場合は、事前に連絡を下さい。

Q&A

平成12年4月28日付厚生省老人保健福祉局老人保健課事務連絡「介護報酬等に係るQ&A Vol.2」より、住宅改修に関係する項目を抜粋し、図・解説を付加した。

1. 福祉用具購入費関係

1 【腰掛け便座の給付対象範囲について】

腰掛け便座の範囲は、家具調のもの、ウォームアップ機能付きのものなど高額なものもあるが、特に制限はないか。

(答)

家具調のもの等、金額にかかわらず、利用者が選択すれば給付対象として差し支えない。

2. 住宅改修費関係

① 住宅改修の種類

1 【手すりについて】

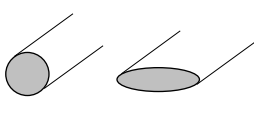
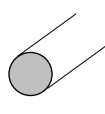
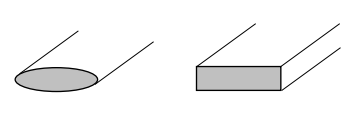
手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型（棚状のもの）もあるが、住宅改修の支給対象となるか。

(答)

支給対象となる。

高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体状況に応じて手すりの形状を選択することが重要。

*参考

手すりの種類と使用目的			
使い方	握る ●手が添えやすいもの	握る ●しっかり握れるもの	支える ●ひじや手のひらで支えられるもの
太さ	手を滑らせて移動するため 直径 35~40mm	強く握って移動するため 直径 28~35mm	ひじなどで支えられ移動するため 上部平坦型等の幅 50~90mm
断面形状	円柱型 上部平坦型 	円柱型 (特にグリップ加工付きのものがよい) 	上部平坦型 板型 
設置場所	廊下での水平移動 階段での昇降移動 屋外のスロープ、階段の移動など	便所の立ち座り 玄関の立ち座り 扉の横等の補助など	ひじで支える場合 手のひらで支える場合など

<2、3 欠番>

Q1 脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げ又はすのこの設置を行ったが、浴室床が上がったために行う次の（1）から（3）の工事について、住宅改修の段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととして良いか。

（1）水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなった。この場合の水栓の蛇口の位置の変更。

（2）浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合（右図）の浴槽をかさ上げするなどの工事。



（3）上記（2）の場合、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合、浴槽の改修又は取替えの工事。

A （1）から（3）いずれの場合も介護保険の住宅改修の給付対象として差し支えない。

Q2 平成12年12月に住宅改修の種類が「床段差の解消」から「段差の解消」と改正されたが、これに伴い高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものとするために行う浴槽の取替えも「段差の解消」として住宅改修の給付対象として取り扱ってよいか。

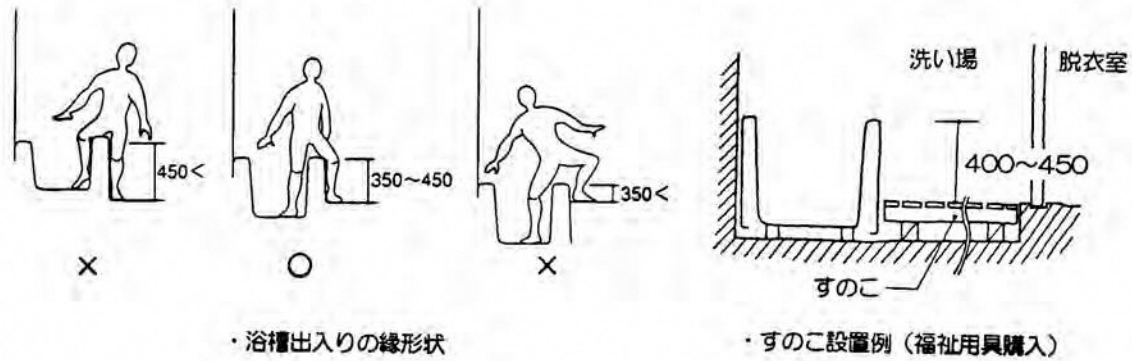
A 浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様「段差」に含まれるものとして取り扱って差し支えないものとする。

4【浴室の段差解消工事について】

床段差を解消するため浴室用にすのこを制作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。

(答)

浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内すのこ（浴室内に置いて浴室の床の段差の解消ができるものに限る）に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となる。

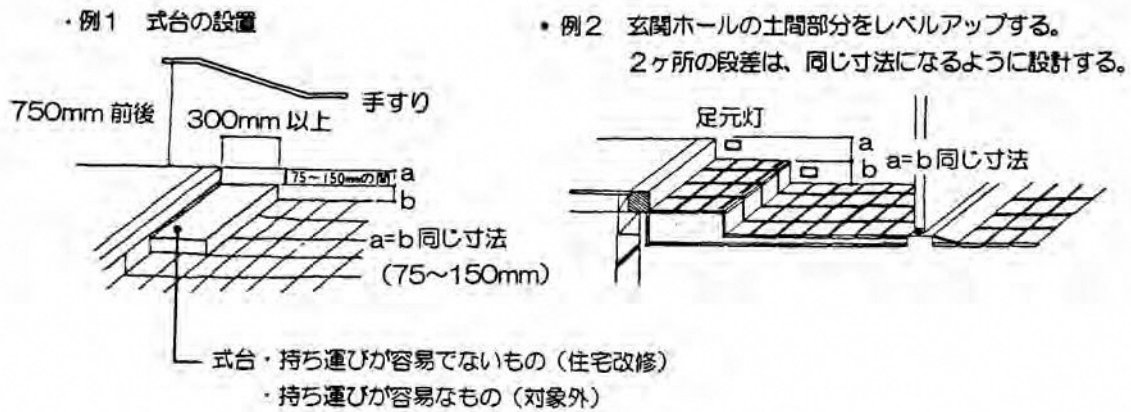


5【上がり框（かまち）の段差緩和工事について】

上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を2段にしたりする工事は支給対象となるか。

(答)

式台については、持ち運びが容易でないものは床段差の解消として住宅改修の支給対象となるが、持ち運びが容易なものは対象外となる。また、上がり框を2段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となる。



6【段差解消機等の設置について】

昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。

(答)

昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外である。

なお、リフトについては、移動式、固定式又は据置式のものは、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となる。



・移動用リフト
(福祉用具貸与)



・据置式リフト
(福祉用具貸与)

7【床材の表面加工について】

滑りの防止を図るための床材の表面の加工（溝をつけるなど）は、住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたりカーペットを張り付けたりする場合は支給対象となるか。

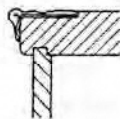
(答)

いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となる。

なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要である。



・金属付き
ノンスリップ



・貼り付け型
ノンスリップ

- ・ノンスリップを設けるときは、踏面の出寸法は5mm以内とする。
- ・ノンスリップの出寸法（厚み）が大きい場合は、段板を膨らんで埋め込む。



ノンスリップの出寸法（厚み）が大きいとノンスリップにつまずく危険があるので注意する。

8【扉工事について】

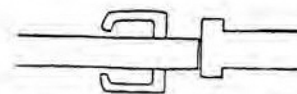
扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。

(答)

扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状態にあわせて性能が変われば、扉の取替えとして住宅改修の支給対象となる。具体的には、右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられる。



・レバー式把手



レバーハンドルは、衣服等をひっかけないように扉側に曲げる。

・レバーハンドルの形状

9【引き戸の取り替え工事について】

既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となるか。

(答)

既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となる。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはならない。

10【洋式便器の改修工事について】

リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替えとして住宅改修の支給対象となるか。

- ①洋式便器をかさ上げする工事
- ②便座の高さが高い洋式便器に取替える場合
- ③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合

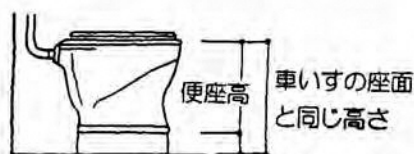
(答)

①は支給対象となる。

②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはならないが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替えとして住宅改修の支給対象として差し支えない。

③については、住宅改修ではなく、腰掛便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の支給対象となる。

・①の例



便器が低い場合は、下部をかさ上げる。

・③の例



補高便座 (福祉用具購入)

11【洋式便器への便器取替え工事について】

和式便器から、洗浄機能等が付加された洋式便器への取替えは住宅改修の支給対象となるか。

(答)

商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取り替え」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象に含めて差し支えない。

12【既存洋式便器への洗浄機能の取付工事について】

既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。

(答)

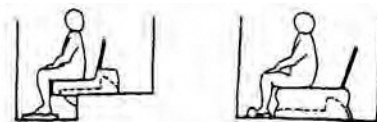
介護保険制度において便器の取替えを住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためである。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象外である。

13【和式便器の腰掛式への変換について】

和式便器の上に置いて腰掛式に変換するものは住宅改修に該当するか。

(答)

腰掛便座として特定福祉用具購入の支給対象となる。



補助用腰掛け便器
(福祉用具購入)

② 支給申請関係

1【領収証について】

領収証は、写しでもよいか。

(答)

申請時にその場で領収証の原本を提示してもらうことにより確認ができれば、写しでも差し支えない。

2【工事内訳書について】

支給申請の際添付する工事費内訳書に関し、材料費、施工費等を区分できない工事があるが、全て区分しなければならないか。

(答)

工事費内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分することとしているのは、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするためである。このため、材料費、施工費等が区分できない工事については無理に区分する必要はないが、工事の内容や規模等が分かるようにする必要はある。

3【添付写真の日付について】

申請に添付する必要がある改修前後の写真は、日付がわかるものとのことであるが、日付機能のない写真機の場合はどうすればよいか。

(答)

工事現場などで黒板に日付等を記入して写真を撮っているように、黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込むといった取り扱いをされたい。

③ その他

1【新築住宅の竣工日以降の改修工事について】

住宅の新築は住宅改修とは認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、給付対象となるか。

(答)

竣工日以降に、手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となる。

2【賃貸住宅退去時の改修費用について】

賃貸住宅の場合、退去時に現状回復のための費用は住宅改修の支給対象となるか。

(答)

住宅改修の支給対象とはならない。

3【賃貸アパート共用部分の改修費用について】

賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。

(答)

賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものと考えられるが、洗面所やトイレが共同となっている場合など当該高齢者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となる。

しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、当該高齢者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断すべきものである。

4【分譲マンション共用部分の改修費について】

分譲マンションの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。

(答)

賃貸アパート等と同様、専用部分が一般的と考えるが、マンションの管理規程や他の区分所有者の同意（区分所有法による規定も可）があれば、共用部分の住宅改修も支給対象とすることができる。

5【一時的に身を寄せている住宅の改修費について】

要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。

(答)

介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となる。子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となる。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は、一義的には介護保険証の住所が住所地となる。

6【家族が行う住宅改修について】

家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるか。

(答)

被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、この場合も、一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外とすることが適当である。

Q&A 2

平成12年11月22日付厚生省老人保健福祉局振興課事務連絡「福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係るQ&A」に、図・解説を付加した。(平成12年12月1日から適用)

I 福祉用具貸与

1 【付属品のみを貸与する場合について】

介護保険の給付を受けずに車いす、特殊寝台を使用している者が、車いす付属品、特殊寝台付属品のみを貸与を受けた場合でも、介護保険の給付対象となるか。

(答)

既に車いす、特殊寝台を使用している場合には、これらについて介護保険の給付を受けているか否かにかかわらず、車いす付属品、特殊寝台付属品のみを貸与について保険給付を受けることは可能である。

II 住宅改修

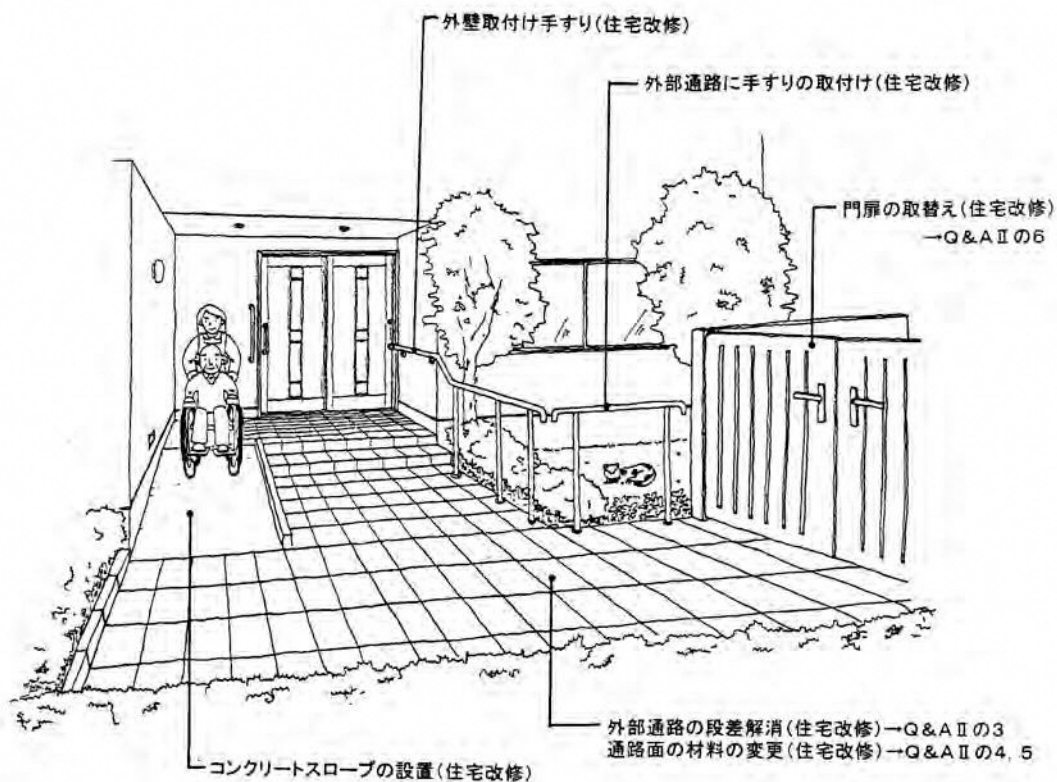
1 【段差解消・手すりについて】

玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象となると解してよいか。

(答)

貴見のとおり。

対象となる工種の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等である。



2【玄関以外のスロープについて】

居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。
また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるのか。

(答)

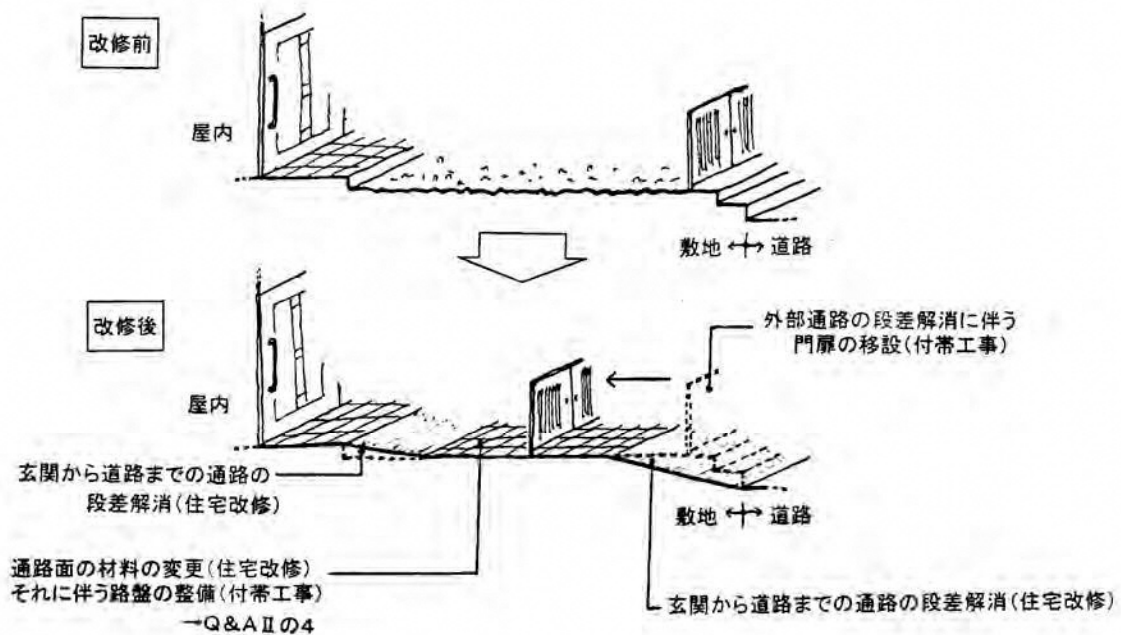
玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象となる。

3【段差の解消について】

玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となるか。

(答)

玄関の上がり框（かまち）への式台の設置等と同様に、段差の解消として支給対象となる。



4【通路面の材料の変更について】

通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。
また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。

(答)

例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられる。路盤の整備は付帯工事として支給対象として差し支えない。

5【通路面の材料の変更について】

通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工（溝をつけるなど）や移動の円滑化のための加工（土舗装の転圧など）は、住宅改修の支給対象となるか。

(答)

いずれも、通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となる。

6【扉の取替えについて】

門扉の取替えは、住宅改修の支給対象となるか。

(答)

引き戸等への扉の取替えとして支給対象となる。

Q&A 3

平成29年7月3日付全国介護保険担当課長会議資料「平成29年介護保険制度の改正等に関するFAQ」より、掲載した。

I 住宅改修

1 【滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更】

居室においては、畳敷からの板製床材、ビニル系床材等への変更等が想定されると通知されているが、畳敷から畳敷（転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む。以下同じ。）への変更や板製床材等から畳敷への変更についても認められるか。

（答）

居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には、お尋ねのような変更（改修）についても認められる。

住宅改修が必要な理由書

1 被保険者

被保険者番号		被保険者氏名	
被保険者住所		電話番号	
生年月日		要介護度 (該当に○)	要支援 1・2・要介護 1・2・3・4・5

2 理由書作成者

事業所番号		居宅介護支援 事業所名	
事業所所在地		電話番号	
介護支援専門 員氏名		印	作成年月日

工事内容事前確認日	
-----------	--

3 住宅改修が必要である理由

①被保険者の身体状況

--

②被保険者の住宅の状況及び困難な生活動作

--

③住宅改修の目的及び効果

--

4 住宅改修の内容

<input type="checkbox"/> 手すりの設置 () <input type="checkbox"/> 段差の解消 () <input type="checkbox"/> 引き戸等への扉の取替え () <input type="checkbox"/> 洋式便器等への便器の取替え () <input type="checkbox"/> 滑り防止等のための床材の変更 () <input type="checkbox"/> その他 ()
--

※ 住宅改修費は、現に居住する住宅について行われ、かつ、被保険者の心身の状況や住宅の状況などを勘案して必要と認められる場合に限り支給されます。(介護保険法施行規則第74条及び第93条)

様式第4号（第11条関係）

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払取扱事業者登録申請書

年 月 日

益田市長 様

申請者 所在地

事業者名称

代表者氏名

印

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払取扱事業者の登録を受けたいので、次のおり申請します。

事業所所在地	(〒 -)		
事業所名称	フガナ		
代表者氏名			
電話番号		FAX番号	

指定振込口座

金融機関名	金融機関コード				名 称					
					銀行・信用組合 信用金庫・農協 労働金庫					
店 舗 名	支店コード				支 店 名					
					本 店・支店 支 所・出張所 店					
口座種目	普通・当座			口座番号						
口座名義人	フガナ									

住宅改修費受領委任払の取扱いに関する誓約書

- 1 介護保険の保険給付の対象となる住宅改修（以下「住宅改修」という。）に関しては、関係法令及び益田市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費に係る受領委任払実施要綱（以下「要綱」という。）の規定を遵守します。
- 2 住宅改修の施工に当たっては、住宅改修を行う被保険者（以下「被保険者」という。）が要綱第3条に定める対象者であることを被保険者証により事前に確認し、益田市、居宅介護支援事業者、その他サービスを提供する事業者（以下「市等関係機関」という。）との連携に努め、当該被保険者の心身、住宅の状況等を踏まえて適切に行います。また、正当な理由なく受領委任払の利用を拒みません。
- 3 住宅改修に要する費用のうち、保険給付の対象となる部分の利用者負担額に相当する額については、これを減免し、又は超過して費用を徴収しません。なお、被保険者から利用者負担額に相当する額の支払いを受けたときは、工事費内訳の分かる領収書を発行します。
- 4 被保険者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なくその旨を益田市に通知します。
- 5 被保険者からの苦情等があった場合は、事実関係を調査し、被保険者の立場を考慮しながら円滑かつ迅速な解決に努めます。なお、当該苦情等が事業所において処理することができないときは、市等関係機関に協力を求め、適切な対応を行います。
- 6 益田市が、住宅改修について指導し、調査し、又は帳簿及び書類を検査しようとするときは、これに応じます。また、関係法令、要綱又はこの誓約書の事項に違反し、その是正について市長から指導又は警告を受けたときは、直ちにこれに従います。
- 7 当事業所の役員若しくは従業員又はこれらの職にあった者は、住宅改修に際して知り得た被保険者及びその他の家族の秘密を漏らしません。
- 8 住宅改修に伴い、当事業所の責めに帰すべき事由により、被保険者の生命、身体、財産等を傷つけたときには、その責任の範囲において、被保険者に対してその損害を補償します。
- 9 申請書に記載した事項に変更があったときには、速やかにその内容及びその年月日を市長に届け出ます。

以上のことを誓約します。

なお、この誓約に違反したときは、登録を取り消されても異議はありません。

年 月 日

住 所

事業者名称

代表者氏名

印

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払取扱事業者登録証

登録番号	
事業者名称	
代表者氏名	
住所	〒
登録年月日	

上記の者は、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払取扱事業者として登録されていることを証する。

年 月 日

益田市長

様式第6号（第12条関係）

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費事前申請書兼支給申請書（受領委任払用）

フリガナ			保険者番号	322040		
被保険者氏名			被保険者番号			
生年月日	明・大・昭	年	月	日	性別	男・女
住所	〒 電話番号					
住宅の所有者	本人との関係（ ）					
改修の内容・箇所及び規模	着工日		平成	年	月	日
	完成日		平成	年	月	日
登録事業者名称				登録番号		
改修費用	円					
	介護給付対象額		利用者負担額		委任払額	
	円		円		円	
<p>益田市長 様</p> <p>上記のとおり、関係書類を添えて居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。 また、この申請に基づく居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領については、次の者に委任します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>住所</p> <p>申請者 （委任者） 氏名 印 電話番号（ ） -</p>						
<p>住所</p> <p>登録事業者 事業所名 （受任者） 代表者名 印 電話番号（ ） -</p>						

注意・この申請書の裏面に、領収証及び介護支援専門員等が作成した住宅改修が必要と認められる理由を記載した書類、完成後の状態が確認できる書類等を添付して下さい。
・改修を行った住宅の所有者が当該被保険者でない場合は、所有者の承諾書も併せて添付して下さい。

※市記入欄

既申請済額 円	支給限度基準額 円	支給可能額 円	事前申請確認者印	支給決定額 円
------------	--------------	------------	----------	------------

参考様式

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払取扱事業者登録
（変更・廃止等）届出書

年 月 日

益田市長 様

所在地

事業者名

登録番号

代表者氏名

印

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払取扱事業者の登録について、次のとおり届け出ます。

届出の内容 1 変更 2 廃止等（廃止・休止・再開） 3 登録の抹消

1 変更内容

変更事項	1 事業所名称	変更前	
	2 代表者氏名		
	3 所在地	変更後	
	4 連絡先		
	5 振込口座		
	6 その他		

2 廃止等内容

廃止等の内容	廃止 ・ 休止 ・ 再開 ・ 登録の抹消
廃止等年月日	年 月 日
廃止等の理由	

